

第33号議案

令和6年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	285,805人
入院患者数	115,705人
外来患者数	170,100人
(3) 一日平均患者数	1,017人
入院患者数	317人
外来患者数	700人
(4) 主要な建設改良事業	
ルーフガーデン改修工事費	54,500千円
器械備品購入費	188,430千円
エレベーター改修工事費	71,000千円
血管撮影室整備工事費	123,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	10,115,000千円
第1項 医業収益	9,002,652千円
第2項 医業外収益	1,112,318千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	10,865,300千円
第1項 医業費用	10,643,905千円
第2項 医業外費用	201,375千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額690,900千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,878千円、過年度分損益勘定留保資金642,022千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	936,000千円
第1項 企業債	285,000千円
第2項 出資金	647,261千円
第3項 補助金	3,355千円
第4項 固定資産売却代金	100千円
第5項 投資償還金	284千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,626,900千円
第1項 建設改良費	587,418千円
第2項 企業債償還金	1,025,479千円
第3項 投資	14,003千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
名古屋市立大学 寄附講座事業	令和7年度～令和8年度	60,000
血管撮影装置整備事業	令和7年度	437,800
新棟建設実施設計 技術協力業務委託事業	令和7年度	5,500
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和6年度において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和6年度において貸与を決定した額

事 項	期 間	限 度 額
薬 剤 師 奨 学 金 返 済 支 援 金 貸 付 金	蒲郡市民病院薬剤師奨学金 返済支援金貸与条例に基づ き、令和6年度において貸与 を決定した期間	蒲郡市民病院薬剤師 奨学金返済支援金貸 与条例に基づき、令和 6年度において貸与 を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ルーフガーデン 改 修 事 業	54,500	証書借入 借入時期は令 和6年度中と する。ただし、 事業の進捗状 況等により起 債額の全部又 は一部を翌年 度に繰延べて 借り入れるこ とができる。	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後 において、当 該見直し後の 利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、企業 財政の都合に より繰上償還 することができる。
医 療 機 器 等 整 備 事 業	36,000			
エレベーター 改 修 事 業	71,000			
血 管 撮 影 室 整 備 事 業	123,500			
計	285,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,387,461千円
- (2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,514,740千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	放射線動画サーバー	一式

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木寿明